

自由同和

大阪版

運動スローガン

1. 自由な論議の場を!
2. 行政の主体性の確立
3. エセ同和行為の排除

No. 398

2020年(令和2年)4月25日発行

■発行所 自由同和会大阪府本部事務局
堺市堺区宿屋町西1丁目1番22号 三徳ビル3F
電話(072)224-1111
■発行人 畑中幸司
定価一部500円 年間6000円(送料込み)

ホームページ▶ <http://jiyudowa-osaka.org/>

新型コロナウイルス 緊急事態宣言をうけて

お知らせ
5月22日(金)午後2時から自由民主党本部の901会議室において開催予定の第35回全国大会は、新型コロナウイルス対策として、参加される会員の方の感染予防のため中止することになりました。

大切な人を守るために
不要不急の外出は控えましょう



令和2年4月9日、大阪府吉村洋文知事よりの「新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を受けた対応について」と題した通知を受け、4月10日開催予定の大阪府本部理事会を急遽中止とし、文書での対応いたしました。

この度の、新型コロナウイルス感染症が広がっていることで、風評被害に基づく差別や偏見による、誹謗中傷や嫌がらせが起こっているといわれています。いづれも人権侵害です。

また、外出自粛により子どもなど弱い立場の人がストレスにさらされていることを鑑み、思いやりの心を忘れず、この非常事態を乗り切りましょう。

令和2年度要望書への大阪市の回答(抜粋)

1 松井一郎市長の同和问题早期解決に向けた決意を明らかにされたい。
市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課
同和问题(部落差別)に関して、差別投書やインターネット上での差別的な書き込みなど、悪質な差別事象が生じており、市民意識調査の結果を見ても、結婚や住宅の選択に際して忌避意識が依然として残っていることは認識しています。
本市としても、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざし、同和问题(部落差別)をはじめとする、さまざまな人権課題の解決に向け、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」及び「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき人権啓発・教育や相談など、さまざまな取組みを推進しています。
また、平成28(2016)年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されており、国や大阪府と連携しながら、今後も引き続き、取り組んでまいりたいと考えております。

2-(2) 「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたが、引き続き、簡易・迅速・柔軟な人権救済が可能となる法律が制定されるよう国に働きかけられたい。
市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課
本市においては、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざしており、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」及び「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき、さまざまな取組みを進めています。
国に対しては、法務省に「人権救済等に関する法制度の確立について」として、「児童・高齢者・障がい者等に対する虐待、子ども同士や女性への暴力等のほか、インターネット等を悪用したいわゆる同和地区の所在地等の情報の流布や、特定個人・団体に対する誹謗・中傷などの差別行為が多数発生している。また、平成28年4月には「復刻 全国部落調査 部落地名総鑑の原典」と題し、同和地区名とする地名等を一覧にした書籍が発行、販売されようとした。このような様々な人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するために、実効性のある人権救済等に関する法制度を早期に確立してください。」という要望や、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の施策等について、「国の責務を踏まえた運用方針及び具体的な施策の内容を早急に示すとともに、必要な財政措置を講じてください。」という要望などを大阪府や大阪府市長会等と連携して行っています。

2-(3) 「部落差別の解消の推進に関する法律」の第6条に述べられている実態調査の実施に求めることは、地方公共団体が把握している部落差別の件数とその内容を国としてまとめることである。その認識の下、平成30年度に発生し、大阪市・大阪府教育委員会が把握する同和问题に関する差別事象の詳細を明らかにされたい。
市民局 人権啓発・相談センター 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当
人権啓発・相談センターが把握している平成30(2018)年度の差別事象は92件で、その内訳は、同和问题をめぐる事象は20件、民族に関しては51件、障がい者に関しては10件、女性に関しては1件、その他10件となっています。
同和问题に関する差別事象20件の内訳は、落書きが8件、電話が5件、投書が2件、発言が1件、貼紙が3件、その他が1件となっています。
このような事象は、今なお根強く存在する偏見や差別意識、忌避意識が顕在化したものであり、そういった状況を把握・分析し今後の課題を検討することが、啓発を推進するうえで非常に重要であると認識しています。
教育委員会が把握している各学校園における平成30年度の同和问题に関する差別事象は、0件です。しかしながら、平成29年度には4件の差別事象が起こっております。学校園における同和问题に関する差別事象が起こった際には、教職員による共通理解、学級・学年の子どもたちへの指導等、迅速に対応し、同和问题に対する理解の充実と人権尊重の精神の涵養に努めております。今後も国からの指導・助言等に基づきながら、部落差別の実態にかかる調査、部落差別の解消に向けた教育及び啓発を進めてまいります。

2-(5)② 平成30年度の人権相談の窓口の実態を明らかにされたい。また、その充実に努められたい。
市民局 人権啓発・相談センター
人権啓発・啓発については、平成21(2009)年2月に策定した「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき「人権が尊重されるまち」へ導くための大きな原動力(エンジン)として継続的・総合的に推進し、また「人権相談・救済」は、人権侵害が起こったときの備え(エアバッグ)となるもので、さまざまな問題に迅速かつ柔軟に対応し、救済につなげていくこととしています。
人権啓発・相談センターにおいて専門的な知識を備えた専門相談員を配置し、相談者とともに解決方法を考え、適切なアドバイスを行うほか、相談内容に応じた専門の相談機関を紹介・連絡するなどの方法で、相談者の自主的解決を支援しています。また、市民の利便性向上のため、区役所等への出張相談も実施しています。
加えて、相談事象の早期救済につなげていくため大阪弁護士会との連携のもと、適時弁護士から法的助言を受けることのできる体制を構築しているところです。
平成30(2018)年度の課題別相談実績としては、4,730件の相談があり、相談内容として、障がいのある人に関する相談が多くなっています。
区役所においては、市民にとって身近な人権相談窓口を開設し、人権侵害をはじめとした様々な人権問題について、情報の提供と相談に応じています。
区における平成30(2018)年度の人権相談実績は39件あり、その内容としては、障がいのある人からの相談をはじめ、つきまとい行為等に関するもの、近隣トラブル等、様々な相談が寄せられており、人権に関する様々な課題が重なり合う場合の窓口としての役割も担っています。

本市といたしましても、相談窓口の市民への一層の周知、相談機関相互の連携強化、多様化する人権問題にも対応していくため、各区相談担当者への人権問題研修やケーススタディの実践を通じて職員のスキルアップを図っています。

2-(6) 幼児教育・保育の無償化が本年10月から実施されたことは喜ばしいことであるが、無償化に合わせたように保育料を値上げしたり、施設によっては無償化に必要な手続きをあえてしないというケースもあり、保育士不足で園児が増加した場合に対応できない事情があると考えられ、待機児童問題が懸念されるが、大阪市としてのお考えを明らかにされたい。

子ども青少年局 保育施策部 保育企画課
本市では、国に先駆けて平成28年度より幼児教育の無償化を実施しており、令和元年10月より国において幼児教育・保育の無償化が開始されたところです。
待機児童問題に際しましては、民間保育所の新設や既存施設の増改築、認定子ども園、地域型保育事業などの施設整備に加え、保育士宿舎借り上げ支援事業、新規採用保育士特別給付に対する補助事業などの保育人材確保対策事業等の整備によらない対応により、待機児童を含む保育を必要とする全ての児童の入所確保を計画的に進めております。

2-(9) 団塊の世代の高齢化等により、国民年金受給者等の低所得者も増加により、公営住宅の供給が予想されるが、対策は講じられるのか。また、高齢者が確実に増加する中、一人暮らしや高齢者夫婦の孤立防止のためにも、世代間交流のできるコミュニティづくりが必要であると思われる。また、死亡して数日かで見えなくなる「孤立死」が増加していることから、地域のつながりに拒否感を持って孤立しないように、地域に限定されない広域ネットワークにより、多様で選択可能な見守りシステムを構築し対処されたい。
また、高齢者の増加に伴い介護を必要とされる高齢者も増えており、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」に於いての介護疲れからネグレクトや悲惨な事件が起こっていることを鑑み、介護者への支援体制の取り組みはなされているのか。施設入所を希望しても特別養護老人ホームの数が足りていないのが現状である。介護施設の充実についても対処されたい。

都市整備局 住宅部 建設課
福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課・いきがい課 高齢施設課/生活福祉部 地域福祉課
本市では、市営住宅の供給につきましては、住宅施策の重要な柱の一つと位置付け取り組んでまいりました。その結果、市営住宅の管理戸数は約11万戸となっております。
今後の整備につきましては、現在ある住宅ストックを良好な社会的資産として有効活用していくことが重要であると考えておりまして、「大阪市市営住宅ストック総合活用計画」に基づいて、建替事業等を効果的・効率的に進めてまいりたいと考えております。

本市では、団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7(2025)年を見据え、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を安心して営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の深化・推進に向け、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、取組みを進めていきます。

また、地域住民の自主活動の場の提供を目的として、おおむね小学校区に1か所、地域高齢者活動拠点施設(老人憩の家)を設置するなど、地域住民のコミュニティづくりを支援しています。
「孤立死」等防止の関連では、地域における見守りのネットワークを強化するために平成27年度より「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を実施しており、各区社会福祉協議会に福祉専門職のワーカーを配置した「見守り相談室」を設置しています。見守り相談室では、要援護者を地域の見守り等につなぐとともに、孤立死リスクの高い要援護者やセルフネグレクトの状態にある方に対して、福祉専門職のワーカーがねばり強くアウトリーチを行い、関係部署、関係機関と連携し、必要な支援につなぐなどの取り組みを行っています。

また、ライフライン事業者等が日常業務の中で、孤立死につながるような異変を察知した場合は、区役所等へ連絡してもらうよう連携協定も締結しており、連絡があった時は、区役所と見守り相談室が連携し、安否確認を行っています。

本市では、3年毎に高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定しており、平成30年度～令和2年度までを計画期間とする現計画では、特別養護老人ホームの整備目標について、令和2年度目標の定員数を14,500人に設定しております。

令和元年12月現在、大阪市所管の特別養護老人ホームは153施設13,580人分が開設されており、今後とも、高齢者の方々のニーズや地域の実情を勘案しながら、計画的な整備に努めてまいります

2-(10) 旧同和地区の耐震化・老朽化による建て替えの考え方について明らかにされたい。また、低所得者だけの地域というイメージを払拭するためにも、このような機会を契機に、民間事業者の力を活用するなど工夫を行い、福祉施設の導入や一部中堅所得者向けの特定賃貸住宅やUR賃貸住宅などが混在した、誰もが住みたくなくなるまちづくりの活性化に取り組んでいただきたい。

都市整備局 住宅部 建設課
市営住宅については、老朽化が進み、建替えや改善等による更新が必要なストックが存在し、また、高齢化の進行によるコミュニティの沈滞化なども重要な課題となっており、平成28(西暦2017)年3月に「大阪市市営住宅ストック総合活用計画」を策定したところです。
計画では、建替えを基本に、耐震改修や全面的改善などの手法を活用し、市営住宅ストックの計画的な更新を進めるとともに、予防保全の観点から計画的な改修を実施することとしています。

さらに、建替余剰地を活用して良質な民間住宅や生活利便施設、福祉施設等の導入を図り、周辺地域と一体となったまちづくりを進め、コミュニティの再生と地域のまちづくりへの貢献を図りながら、今後とも多くの市民の方々に支持される「市民住宅」の実現に向けた取り組みを引き続き進めてまいります。

2-(11) 校区に旧同和地区を有する学校の児童・生徒の学力向上の方策及び進路の状況を明らかにされたい。

教育委員会事務局 指導部 初等教育担当・中学校教育担当・高等学校教育担当・教育活動支援担当
大阪市教育委員会では、平成29年3月に改訂しました「大阪市教育振興基本計画」に則り、学力向上に向け、「学校力UPベース事業(習熟度別少人数授業など個に応じた指導の充実)」「主体的・対話的で深い学びの推進」「理科教育の充実」「環境を守る意識の醸成」「放課後を活用した学習機会の支援」「教育活動のための時間の確保」「英語教育の強化」「ICTを活用した教育の推進」等に取り組んでおります。

全市の進路状況につきましては、高等学校等への進学率はここ数年高い率で安定しておりますが、進学後の中退者等の問題は依然として課題があります。

これらの課題を克服するため、基礎学力、論理的思考能力を習得し、さまざまな情報をもとに自分の頭で考え、自己の判断と責任のもとに国際社会において力強く生きていける人間をはぐくむことに努めているところです。

また、生徒が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、キャリア教育の充実を図るなど、計画的・継続的な進路指導の充実を努めてまいります。

高等学校では、中学校との連携を深めるとともに、中学生が「入りたい学校」を選択できるよう、多様な選択科目を設定するなど、特色ある学校づくりを進めています。また、入学後のガイダンス機能を充実させるとともに、系統的な進路指導やキャリア教育の充実を努め、生徒の自己実現を図ってまいりたいと考えております。

令和元年度「全国学力・学習状況調査」の結果、本市の平均正答率の対全国比については、小学校算数においてやや改善は見られたものの、小学校国語において30年度調査より低い結果となり、一層の改善が必要だと認識しております。また、中学校国語、数学においては、どちらの教科も30年度調査とほぼ同じ結果であり、3年間でほぼ横ばいにとどまっており、中学校英語においても中学校国語、数学とほぼ同程度の結果となっています。すべての教科において全国平均に満たないため、今後も改善に向け取組む必要があると考えております。

2-(12) 低所得世帯やひとり親家庭の子どもの貧困が問題になっており、働くひとり親家庭への支援制度の新設や改正の進捗状況を明らかにされたい。

子ども青少年局 子育て支援部 子ども家庭課
働くひとり親家庭への支援制度の新設や改正の進捗状況としましては、職業能力の開発の講座費用や修業期間中の生活支援のため、「ひとり親家庭自立支援給付金事業」を実施しておりますが、その中でも、看護師、保育士など経済的自立に効果的な資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の安定を図るため、給付金を支給する「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等」については、平成30年度より市町村民税非課税世帯に対し、国制度で月10万円支給するところを市独自で上乘せて月14万1千円に拡充しています。拡充前の平成29年度の新規給付者66人に対し、平成30年度は108人と増加しております。

また、保育所等の入所選考につきまして、就労されているひとり親家庭については選考に使用する保育利用調整基準の点数をより高く設定しておりますが、平成30年度より、就学されているひとり親家庭についても保育利用調整基準の点数をより高く設定しております。

加えて、ひとり親家庭の親が、経済的自立に効果的な資格取得のため、養成機関の入学をめざして専門学校等受験対策講座を受講する場合、受講費用の全額(上限あり)を支給する「ひとり親家庭専門学校等受験対策給付金」を平成30年度より実施しています。さらに、一時保育が必要なひとり親に対応するため、母子・父子福祉センター「愛光会館」において、(准)看護師資格取得の養成機関への入学するための受験対策講座を実施しています。

2-(13) 児童虐待による悲惨な事件が続いていることから、「児童虐待防止法」と「児童福祉法」が本年6月改正され、令和2年4月から親の体罰の禁止と「児童相談所」の機能が強化されるが、出頭や立ち入り調査を拒否する場合には、積極的に裁判所より臨検・捜索の許可状をとり、一時保護で児童の尊い命を守るよう取り組まれたたい。児童虐待相談対応件数が年々増加しているが職員の人数が足りていないのが現状と言われているが、どのように取り組まれているが明らかにされたい。また、平成30年度に発生した幼児及び児童虐待の件数と年々増加している現状に係る課題と対策について明らかにされたい。また、大阪府や大阪府警との連携についても明らかにされたい。

子ども青少年局 子ども相談センター・子育て支援部 子ども家庭課
大阪市における児童虐待にかかる相談・通告の件数は依然として高い数値で推移しておりますが、これは虐待防止への意識が広がり通告が増えていることも原因のひとつと考えております。

平成30年度の、大阪市子ども相談センター、南部子ども相談センターでの虐待対応件数は6,316件でした。児童虐待対策については、これまでも子ども相談センター(児童相談所)と各区保健福祉センター、地域の関係機関等の連携により、発生子防、早期発見・早期対応に取り組んでいるところでありますが、要保護児童をとりまく状況は、複雑・多様化しており、様々なケースへの対応にあたり、相談体制を充実し、相談の過程において児童虐待を予防し、個々の状況に応じた適切な支援につなげていくことが重要と考えております。平成30年7月には、市長をトップとする「大阪市児童虐待防止体制強化会議」を開催し、更なる児童虐待防止体制の強化に取り組んでおります。

子ども相談センター(児童相談所)では「児童虐待ホットライン」を設置し、24時間365日児童虐待相談に対応し、虐待の早期発見や支援に繋がる体制を整えています。加えて、施設等から家庭引取りとなる児童の家庭復帰支援体制を整備し、虐待の再発防止に努めているところです。

なお、今年度より、子ども相談センターに常勤の弁護士が配置されました。児童の命・安全を守るために必要な法的対応を検討し実施してまいります。

また、増加する児童虐待相談に迅速に対応できるよう、平成28年10月2か所目の児童相談所を市内南部(平野区)に開設しました。今後、令和3年度に北部子どもセンター(東淀川区)を開設、市内東部に4か所目の児童相談所設置に向け計画を進めてまいります。

子ども相談センターの職員体制について、今後、児童福祉法の配置標準をもとに、児童福祉司や児童心理司、一時保護所の職員を大幅に増員してまいります。また、実務経験を通して丁寧に相談援助技術を教え、専門性を育てていく必要があるため、段階的に10年程度の期間をかけて増員を行う計画です。

また、各区においては、区要保護児童対策地域協議会を核として、地域のネットワークの一層の活性化を図るよう取り組むとともに、こどもに関わる機関が連携し、情報交換や課題解決に向けた総合的な調整を行いながら、虐待防止・早期発見・早期対応をはじめとする児童虐待事例に適切に対応できるよう支援体制の強化をすすめています。さらに、支援が必要な家庭を確実に把握するため、妊婦、子育て中の保護者に対する相談窓口の周知を行うとともに、地域住民やこどもに関わる関係機関など、広く市民に対して、児童虐待防止に向けた啓発活動にも取り組んでいるところです。

大阪府警とは平成29年2月に情報提供に関する協定書を締結し、虐待再発防止に向けて情報共有を行っています。大阪府とは、令和元年8月には大阪府知事を座長とした「大阪児童虐待防止推進会議」に市長が副座長として参画し、更なる児童虐待防止体制の強化の取組に取組むこととしました。

2-(14) ILO 第111号条約を批准し、また、職場でのパワーハラスメントやセクシャルハラスメントを禁止するILO190号条約も批准し、国内法を強化され、各種施策を拡充されるよう、国への働き掛けを実施されたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課
国に対しては、雇用に際しての人権侵害事象の発生を防止するためILO第111号条約の批准に向けた国内法の改廃を含む検討を進めるよう、厚生労働省に、「雇用に際しての人権侵害事象の発生を防止するためILO第111号条約の早期批准に向けた国内法の改廃を含む検討を進めてください。また、現在、批准を妨げている課題を解消するため、国内で法整備が行われていない「募集採用段階における人種・皮膚の色・宗教・民族的出身又は社会的出身に基づいて行われる差別を禁止する労働関係法」の早期制定・整備などを必要な措置を講じてください」という要望を、大阪府や大阪府市長会等と連携し、要望しています。また、ILO第190号条約については、今後の国の動向を注視してまいります。

2-(15) 「いじめ防止対策推進法」が施行されて6年が経過したが、本年も悲惨で痛ましい出来事が発生しております。平成29年3月には、「いじめ防止基本方針」も改訂され、新たに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」も策定されたことから、法の規定を踏まえ学校での基本方針の策定、体制の整備、重大事態への対処等必要な措置を講じられるよう、学校への指導をされたい。重大ないじめ事件が発生している現状を鑑みて、

スクールカウンセラーの拡充を図り、より一層力を入れていただきたい。現場である学校への徹底した指導をされたい。

教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当(生活指導) 子ども青少年局 子ども相談センター 教育相談担当
大阪市では、本市のこれまでの取組を踏まえ、「いじめ防止対策推進法」第12条の規定に基づき策定された国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の主旨に沿いながら、いじめの防止等のための対策を総合かつ効果的に推進するために「大阪市いじめ対策基本方針～子どもの尊厳を守るために～」を策定し、その周知に努めています。

教育委員会としましては、本方針に基づき、「いじめを受けた子どもの救済と尊厳」を最優先し、いじめ問題への対策を進めるよう、各校への指導を徹底しております。また、平成29年度より、5月の大型連休明けの最初の月曜日を「いじめについて考える日」と設定し、大阪市立小学校・中学校・高等学校においていじめ問題についての取組の充実を努めているところです。

また、令和元年度よりスクールロイヤー事業を立ち上げ、重大ないじめ事案発生につながらないよう、各学校からの要請に応じた速やかな派遣相談・研修等の支援に努めており、児童生徒にとって適切な対応をチーム学校で取り組めるよう進めているところです。トラブルが予測されそうな段階から、学校の相談相手としての立場で子どもの最善の利益の観点から、教育や福祉、子どもの権利等の視点を取り入れながら見立て、プランニング、実行へとつなげ、いじめの未然防止、早期改善・解決に努めてまいります。

スクールカウンセラーにつきましては、いじめや不登校等のこどもの問題行動、また、児童虐待等の未然防止や早期発見、早期解決を図るため、こころの専門家である臨床心理士等を、平成31年度においては中学校129校に配置するとともに、小学校190校に派遣しております。各学校において重大事態が発生時した際には、学校からの要請に応じてスクールカウンセラーを速やかに派遣し、児童・生徒からの相談に応じて適切な支援が提供できるよう努めております。今後も、関係機関と連携を図りながら、その充実を努めてまいりたいと考えております。

2-(16) 教師が同僚の教師に対するいじめが問題になっていますが、大阪市教育委員会として、同様の事案はないのか把握されているのか。また、教師の質の問題や児童に与えた影響などこの問題に対する大阪市教育委員会としてのお考えを明らかにされたい。

教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当・指導部 教育活動支援担当
教育委員会としましては、校園長に対して校内巡視や教職員間のコミュニケーションを促すことを通じて、快適な職場環境の形成に努めるように指示をしており、定期的な教職員との個人面談により、教職員の意見や悩みなどを吸い上げております。その他、服務・コンプライアンスに関する校内研修を実施するよう指示しております。

また、各種ハラスメントに関する教職員からの相談に対応するため、各校園長を相談窓口とするだけでなく、教育委員会が独自で設置しているものを含め、複数の相談窓口を設置しており、教職員が誰でも相談できるようにポータルサイトに相談窓口の連絡先を掲載するなど周知徹底しております。また、相談等があった際には、すべからく教育委員会に報告される仕組みになっております。

今回の他の自治体の事案を受けて、現在相談窓口等に寄せられている相談等について改めて確認したところ、本市においては同様の事案が発生している事実はありません。

今後とも各種ハラスメントの指針や相談窓口等の周知徹底をはかり、ハラスメントの早期発見に努めるとともに、ハラスメント事案が発生した場合には、関係者に対して聞き取りなど必要に応じて調査等を行い、教育委員会として厳正に対処してまいります。

2-(19) 同和問題の早期解決のための総合調整機能の在り方と事業の必要性の把握の方策を明らかにされたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課
大阪市人権施策推進審議会の答申「今後の人権行政のあり方について」の中で、「人権行政を推進するための枠組み」として、「推進の中核を担う部署においては、従来の縦割りの弊害を克服し、総合調整機能を発揮しつつ、横断的な視点での人権擁護の解決に向け、企画・立案・計画を行うとともに、人権尊重の観点からの評価・検証を行い、状況に応じて施策の改善要請を行うなどの責務を果たす組織に充実・強化する必要がある。」としている。

本市ではこの答申をふまえ、市政運営を人権尊重の視点から推進していくとともに、さまざまな人権課題に関する解決方策の検討を進めるため、全庁的な「大阪市人権行政推進本部」を設置し、全部局・区において人権尊重の視点からの取組を進めており、今後とも全庁的な総合調整機能を果たせるように積極的に取り組んでまいります。

また、平成29(2017)年度に実施した「国勢調査を活用した実態把握」の結果を各所属で共有し、施策に反映するとともに、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、国が行う部落差別の実態に係る調査の結果を踏まえる必要があると考えております。

今後とも、「大阪市同和問題に関する有識者会議」の意見を聴きし、その内容について「大阪市人権施策推進審議会」に報告するなど、同和問題(部落差別)の一日も早い解決に努めてまいります。

2-(21) 学校における性的マイノリティについて、平成28年度4月に「性同一性障がいや性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(教職員向け)が配布されたが、その趣旨を踏まえ、支援体制や相談体制が充実するよう、大阪市として学校に働きかけたい。

教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当
教育委員会では、文部科学省のリーフレット「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(教職員向け)や「性はグラデーション」大阪市淀川区・阿倍野区・都島区3区合同ハンドブック」などを全校に配布するとともに、性の多様性に関する教職員研修を毎年実施しております。これを踏まえ各学校においては、当事者である児童生徒の気持ちに寄り添いながら丁寧な対応に努めているところです。

平成29年10月には、全市小中学校・高等学校に対して、LGBT等、性の多様性に関する調査を行いました。調査結果をまとめ、各学校に周知するとともに、LGBT等、性の多様性に関して配慮の必要な児童生徒が学級に必ず在籍しているという認識の下に、各学校の実情に応じた取組を進めるよう指示しました。

現在、教職員向けに人権教育の年間指導計画例・実践例「学力の基礎としての人権教育 個別の課題の実践デザイン～LGBT編～」を作成し、各学校園において活用できるように準備しております。多様な性や相談体制・環境づくりについての解説と、児童生徒の実態に応じた実践事例を掲載し、すべての学校園で工夫しながら取り組むことができるようにしています。

今後、教職員が性についての悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるために、性の多様性について正しい知識と理解を深められるよう、研修を実施してまいります。また、各校における相談体制の充実を図るため、管理職・担任・養護教諭、学校医、スクールカウンセラーなどが組織的に支援にあたるよう、個別の相談があった場合には、個々の児童生徒や保護者の気持ちを丁寧に聞き取り、柔軟な対応を行うよう、はたらきかけてまいります。

2-(22) 学校教育の中で「道徳」が特別の教科として位置付けられたことは、人権尊重ということを理解する機会づくりであるとする。道徳心が培われ、いじめが悪いことと自覚するよう努力されたい。

教育委員会事務局 指導部 初等教育担当・中学校教育担当・教育活動支援担当
道徳的諸価値として示されている内容項目には、多様なものの見方、差別や偏見のない社会の実現、国際理解、生命の尊重などが掲げられており、文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について[第3次とりまとめ]」に示されている内容と多くの共通点をもっています。教育委員会としましては、道徳科においても、取りあがる内容に応じた人権教育を進めてまいります。

本市では学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要として「特別の教科 道徳」が、平成30年度より小学校で、平成31年度より中学校で実施されております。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことが目標であると認識しています。

学習指導要領の改訂により、いじめ問題への対応(「相互理解・寛容」や「公正・公平・社会正義」等)の内容を充実させるとともに、発達段階をより一層踏まえた体系的なものへ改善されたことを踏まえ、子どもが命の尊さを知り、自己肯定感を高め、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任感などの人間性・社会性をはぐくむことを基本としながら、就学前教育では、規範意識を育成することに重点を置き、小学校以降では、道徳科を要として、教育活動全体を通じて行う道徳教育を充実させるよう学校の支援に努めてまいります。